

令和5年 第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔知事総括〕開催状況

開催年月日 令和5年10月4日(水)  
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員  
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>二 泊原発の安全対策と避難計画等について</b></p> <p><b>(一) 放射線防護施設以外の屋内退避施設となり得る社会福祉施設での訓練について</b></p> <p>泊原発の安全対策と避難計画等についてお聞きします。</p> <p>分科会審議で明確な答弁がなかったため、改めて確認しますが、UPZ内の放射線防護施設以外の屋内退避施設となり得る社会福祉施設での要配慮者の受入れ訓練を行っている施設はあるのでしょうか。</p> <p><b>【再質問】</b></p> <p>訓練状況の動画を配信しているとはいえ、今申し上げているような社会福祉施設での要配慮者の受け入れ訓練を実施していないということは、原子力防災に責任をもつ道としてあまりに無責任ではないでしょうか。町村と社会福祉施設任せになっている、こうした実態を早期に改めるべきではないか、そのことについてお考えをお答えください。</p> <p><b>(二) 避難計画共有により道が果たすべき役割について</b></p> <p>昨年知事は総括質疑で医療機関や施設の避難計画について、道と各市町村との間で共有していないと答弁していますが、計画について町村と共有していると、今回これまでの答弁を翻しています。しかし、避難計画本体を直接確認したかどうか、明言がありませんでした。</p> <p>何をどのように共有・確認し、訓練に反映をしたのか、お答えください。</p> <p><b>(三) 実態把握と避難計画への反映について</b></p> <p>私どもの調査によると、岩内町では、福祉避難所としての機能を併せ持つ社会福祉施設等が策定する「原子力災害対応マニュアル」において、避難を行うのに支援が必要な方達の人数等を把握するため、町内の要配慮者全員の個別避難計画を2025年までに策定予定と伺って</p>	<p>(知事)</p> <p>避難に当たって支援が必要な方の受入れ訓練についてありますが、道の原子力防災計画では、避難等の指示があった区域内の住民のうち、健康上の理由などから、避難よりも屋内退避を優先することが必要な要支援者は、一旦、近傍の放射線防護施設等に屋内退避を行うこととしており、避難先での受入体制が整えられた後に、健康状態に十分配慮し、順次避難を行うものとしておこなうところであります。</p> <p>このため、原子力防災訓練では、こうした要支援者を想定した放射線防護施設での受入れ訓練をPAZ内で繰り返し実施をしてきているところであります。UPZ内に所在する、これらに該当しない社会福祉施設では、これまで受け入れ訓練は実施をしていないところでありますが、訓練の状況については、別途動画配信をするなど、多くの方々が視聴可能となるよう取り組んでいるところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>避難に当たって支援が必要な方の受け入れ訓練についてありますが、道としては、今後とも健康上の理由などから屋内退避を優先することが必要な要支援者を想定した放射線防護施設での受け入れ訓練を、PAZ内で実施することを基本としながら、こうした訓練の状況については、動画配信するなど、訓練に参加することができなかった方々へも広く周知が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>医療機関などの避難計画についてありますが、医療機関や社会福祉施設の避難計画については、原子力防災の関係法令及び国が示すマニュアル等において、道や町村と共有する仕組みにはなっていないものの、計画の実効性をより高めるため、昨年度、道が、175施設のうち157施設から計画の提出を受け、UPZ内13町村と共有をしたところであり、今年度は残る施設からも提出をいただくよう依頼をしているところでございます。</p> <p>提出された計画の内容については、施設が立地する各町村において、地域防災計画との整合性などを確認するとともに、各施設においては、道及び関係町村が主催する原子力防災訓練に参加し、それぞれの避難計画に基づき職員の役割を確認していただくなどして、原子力災害時の入院患者や入所者の安全確保に努めているところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>避難行動要支援者に係る個別避難計画についてありますが、平成25年の災害対策基本法、いわゆる災対法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等、避難行動要支援者に係る名簿の作成が市町村の義務とされ、関係町村においても既に作成を終</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>います。これは岩内町の独自努力で進められていると聞いてきました。道は、原子力防災計画を策定し、その実行の責任を負っているはずで、道自身も町村と要配慮者の情報を共有して、発災時に備えておくことが必要ではないかと思うのですけれども、見解を伺います。</p> <p><b>(四) 社会福祉施設等が抱える課題の把握について</b></p> <p>北海道は社会福祉施設等が抱える現状の課題の是正について、研修の場で話を聞いてきたと答えていますけれども、現場は日々の業務に追われて、研修に参加することも困難、対応することもままならないというのが現状だと聞いてまいりました。現場の苦労に寄り添うならば、道自ら直接施設等に出向き、課題把握等を行うべきと考えますけれども、これまでこうした訪問をした実績についてお答えください。</p> <p><b>【再質問】</b></p> <p>今の答弁ですと、これまでの訪問実績としては、昨年度の余市の障がい者支援施設1カ所と理解したところで、北海道総合計画策定に当たっては、道自ら学校等へ出向いて若者の意見を聴いているという。これと比べると大違いだと思うのです。施設側の実施負担、大変だということですから、負担を考慮するならば、原子力防災計画を策定した道自ら社会福祉施設に出向いて直接声を聴く姿勢を示すべきではないでしょうか、お答えください。</p> <p><b>(五) 原子力防災計画の見直しについて</b></p> <p>もう一つ、町村も社会福祉施設も、広域避難や物資の備蓄については道の責任でやっていただきたいと声が寄せられています。今回指摘した課題を精査し、道として責任ある計画とするべく、実態把握と見直しを行うべきではないかと思いますが、お考えをお聞きかせください。</p>	<p>えているところでございます。</p> <p>さらに、令和3年の災対法の改正により、避難行動要支援者については、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされたところであり、関係町村においてもその作成に向け取り組まれているものと承知しております。</p> <p>道では、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について関係町村に通知をするとともに、計画作成に係る説明会を開催するなどしているところであり、今後とも、避難行動要支援者の円滑な防護措置の実施に向け、関係町村において計画が早期に作成されるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>社会福祉施設等の防災対策についてであります。道ではこれまで、放射線防護施設の担当者や民間事業所の担当者に向けた研修の場を活用し、職員の皆様から防災対策などに関するお話を伺う場面を設けるなどしてきたほか、昨年度は、放射線防護施設の研修を行う際、会場を提供していただいた余市町の障がい者支援施設に道の担当職員が直接訪問をし、施設等の方々の声を伺う機会の確保にも努めたところでございます。</p> <p>道としては、引き続き、関係町村とも連携し、様々な機会を捉え、社会福祉施設等の方々の声を丁寧に伺いながら、今後の防災対策に活かしてまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>社会福祉施設等の防災対策についてであります。道としては、対策の実効性を高めるためには、施設等の方々の声を直接伺うことは重要であると考えており、引き続き、関係町村とも連携し、様々な機会を捉え、社会福祉施設等の方々の声を丁寧に伺いながら、今後の防災対策に活かしてまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>原子力防災対策についてであります。道としては、万が一の原子力災害に備え、政府の原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」に基づき、国、関係自治体、防災関係機関と一体となって、住民の皆様の避難や必要な物資の供給を行う体制の確保などに取り組んでいるところでございます。</p> <p>道としては、今後とも、関係町村などと連携をし、防災計画等について必要な見直しを行うなど、原子力防災対策に終わりは無いとの認識のもと、その充実・強化に取り組んでまいります。</p>